

声明「再び日本学術会議の法人化に反対する」

2024年12月20日、内閣府のもとに設置されていた有識者懇談会の最終報告書が公表された。これは日本学術会議(以下、学術会議と略す)の意向を一定程度くみ取って作成されているとはいえ、その内容には多くの点で容易に拭いがたい疑義がある。加えて、新聞報道による法案概要(以下、「概要」と略す)は、最終報告書において配慮されていた学術会議の意向を法案に反映させる意思があるのかどうか疑わしい内容となっている。歴史科学協議会理事会・全国委員会はすでに、2024年3月1日付で声明「日本学術会議の法人化に反対する」を発出するとともに、歴史学の学協会連合である日本歴史学協会が同年4月15日付で発出した「内閣府特命担当大臣決定「日本学術会議の法人化に向けて」(二〇二三年一二月二二日)の撤回を求め、日本学術会議の法人化に強く反対する声明」に賛同団体として名前を連ねた。今回まとめられた有識者懇談会の最終報告書、および「概要」はこれらの声明において私たち歴史学関係者が指摘した問題点が払拭されていない。したがって、私たちは改めて学術会議の法人化に反対する。その理由は以下の通りである。

第一は、学術会議の組織形態をめぐる議論が始まったのは、首相による一部の新規会員任命拒否が発端であるにも拘わらず、そのことを置き去りにしたまま法人化の議論が進められてきたことである。2023年10月1日、第25期の新規会員就任にあたって、菅義偉首相(当時)が6人の任命を拒否した。理由が明かされないまま、学術会議の組織形態に問題があるかのような理不尽な主張がなされ、次の岸田文雄政権においても、この問題は終わったこととして任命拒否の理由は開示されなかった。2024年10月に発足した石破茂政権でもいまだ解決しようという姿勢は見られず、まるでこの任命拒否問題が存在しなかったかのような態度である。そもそも任命拒否の問題も、組織形態の問題も、学術に無理解な政府による言いがかりである。もし、このまま最終報告書の提言に沿って学術会議が法人化されれば、政府による理不尽な論理のすり替えを許すことになる。

第二は、学術会議の組織形態は学術の論理に沿って構築されるべきであるのに、有識者懇談会の最終報告書はそれを無視して、他の行政組織と同じ論理を学術会議に持ち込むことを主張していることである。これを許せば、学術の論理とは異なる政治や財界の論理を学術会議に反映させようとする圧力が生じる可能性があり、学術会議が否定し続けている軍事研究など、日本の学術が政府・財界に従属させられる懸念が高まる。組織が健全な状態を維持するために適切な方法で管理される必要があることは確かだが、行政組織と学術組織とは同一の方法でガバナンスされるべきではない。学術会議は行政組織とは異なる原理によって組織されることにより初めてその機能が十分に発揮される。最終報告書、および「概要」において提言されている、会員選考助言委員会(「概要」では、選定助言委員会)・監事・評価委員会は不要である。これらを通じて外部から学術とは異なる論理が学術会議に入り込む可能性がある以上、これら新設の機関は学術の論理を貫徹すべき学術会議にふさわしくない。現状においても、会員選考については広く学協会から意見を聞いて実施されているし、財政運営については会計監査が行われ、活動内容についてはそれを評価する機関がある。したがって、組織形態を変更する理由がない。

第三は、最終報告書は学術会議が国の機関として設置されている意義を理解していないことである。人類はさまざまな苦い経験を経て民主主義の仕組みを構築し、それを政治に

反映させる方法として多数決原理を生み出したが、多数の論理がいつも人々に幸せをもたらしたわけではないことは歴史が証明している。学術の世界ではたとえ少数の意見であっても、それが真理をついている場合がしばしばある。マジョリティの論理が優先されがちな政治の論理とは異なる、学術の成果に基づく意見が政府や社会に届けられることは十分な意味がある。学術会議が日本の国家機関として存立しているのは、日本が国家の姿勢として政治とは異なる論理から導かれた意見に耳をかたむける身構えを持っていることを表している。学術会議を法人化して国の組織から切り離そうとするのは、日本が国家として学術の論理を軽視することを宣言することに他ならず、日本の意思決定方法が今後独善的になるという印象を世界に与えることになる。多様な意見を尊重する日本のプレゼンスを世界に示すためにも、現在の学術会議の組織形態を維持する方がよい。

学術会議は懇談会の最終報告書公表直後の12月22日に臨時総会を開き、この報告書をめぐって会員間で真摯に意見を交わした。その議論をふまえて、学術会議の光石衛会長は談話「有識者懇談会最終報告及び日本学術会議第193回総会を受けて～より良い役割発揮のための改革に向けて～」を発出し、最終報告書について「懇談会の議論の到達点として示されたことについては評価する」としつつも、「日本学術会議がこれまで主張してきた点について反映されていない点がある」と指摘し、深刻な懸念点が残っていることを表明している。したがって、この会長談話は、これらの懸念を置き去りにして、政府が学術会議の法人化を進めることに否定的である、というのが学術会議の立場であることを表していると理解する。

報道によれば「概要」では、「新会議」発足時の会員選考について、「多様な関係者から推薦を求め」とされ、財政については、国が「補助することができる」という表現となっており、新法により設立される「新法人」がこれまでの学術会議とは別組織となることは明らかである。したがって、想定されている「日本学術会議法案」による「新法人」は、現在の学術会議の再編成ではなく、自律性・独立性の乏しい、まったく性質の異なる新たな組織を立ち上げるということを意味する。

かつて日本の学術界は、その研究成果を国家の論理に基づいて否定され、研究・教育活動の場を失ったり、自由な講義ができない状態に仕向けられたりした研究者を出した結果、人々を悲惨な戦争に追いやった苦い経験を持っている。それを繰り返さず、学術の論理に基づいて思考したり行動したりする自由が日本で保障され続けるために、学術会議は安易に改変されてはならない。

有識者懇談会の最終報告書、および「概要」においてなお、学問の独立が保障されない疑義が残る以上、歴史科学協議会理事会・全国委員会は、学術会議の法人化に反対の意思を表明する。

2025年2月10日

歴史科学協議会 理事会・全国委員会